

農村滞在型余暇活動機能整備計画書 (市町村計画)

平成25年3月
平成29年2月改訂
令和元年12月改訂
令和5年12月改訂
厚真地区

北海道勇払郡厚真町

第1 基本的な考え方

厚真町は北海道の道央ベルト地帯に位置し、恵まれた自然と文化に育まれた地域で、札幌市から南へ65km、新千歳空港から東へ29km、インターチェンジや本州と結ぶフェリーターミナルがあり、道内外を問わずに良好なアクセス環境にあり、都市と農村の交流を図る上で、適した位置にある。

町を貫流する2級河川の厚真川流域と周辺の丘陵地帯及び勇払原野の東端に続く平地に大別され、土地の利用状況は、全体の78%を森林・原野が占め、約16%が農用地、その他約6%となっており、地域ごとに特色ある農業が展開されている。

本町の農業は、北部地区では水稻を基幹に畑作物と野菜の複合経営、北西部では酪農、肉用牛等の畜産経営が主に営まれており、中央部・南部及び南東部地区では水稻を基幹に畑作・野菜・花卉・肉用牛・特用林産物との複合経営、南部の太平洋沿岸部では少数ではあるが酪農の専業経営が営まれている。

このような立地条件の良さと地域特性に応じた多様な経営が展開されてきたが、今後、農業の振興と農村地域の活性化を総合的に進めるためには、都市住民にゆとりと安らぎを提供する場として、地域の美しい自然、伝統文化や多様な農業生産活動を生かした農村滞在型余暇活動の円滑な推進を図ることが重要である。

このため、厚真町における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、農用地の有効利用を中心課題としつつ、農業・農村の総合的な振興を図る観点から積極的に推進を図るものとする。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 整備地区の区域

整備地区は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項により指定された厚真農業振興地域のすべての区域をその範囲とする。

○整備地区の区域

整備地区の区域	うち都市計画法第7条の規定による市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）
厚真農業振興地域の全域	富里、吉野、東和、桜丘、幌里、美里、上野、富野、鯉沼、軽舞、豊丘、厚和、鹿沼、清住の全域 朝日、本郷、本町、錦町、表町、新町、宇隆、豊沢、豊川、共栄、上厚真、共和、浜厚真の各一部

なお、当整備地区の一部は都市計画法第7条第3項に基づき指定された「市街化調整区域」であるため、市街化を抑制すべき区域であるが、当該市街化調整区域では専門的に農業が営まれており、施設の整備により市街化を促進するおそれがないことや、隣接する市街地住民の農業・農村に対する理解促進に向けて果たす役割が大きいことから、市街化調整区域における整備計画を定めるものとする。

2 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

(1) 地区の現況

ア 土地利用の現況

本地区における土地利用状況は、ここ数年大きな変化はなく、また農用地面積についても横ばい状況にあり、農用地の利用区分は水稻と畑作物が約7割を

占めている。

○農用地等面積

単位：ha

農用地	農業用施設用地	山林・原野	混牧林地	その他	合計
6,291	87	8,427	619	594	16,018

注) 資料：厚真町農業振興地域整備計画書（令和元年度）

イ 農業の現況

本地区の農業は、水稻を中心として、小麦、大豆、てん菜、小豆、馬鈴しよ、野菜、果樹、乳用牛、肉用牛、養豚などの多様な品目が生産されている。

令和3年度の農業産出額は約48億円で、農産物（耕種）が約35億円、畜産が約13億円となっており、耕種のうち水稻が約16億円（全体の約33%）を占めている。地域の振興作物としては、ほうれんそう、ハスカップ、花き等が生産されており、特に生産面積で日本一のハスカップは新品種「ゆうしげ」と「あつまみらい」に大きな期待と関心が寄せられ、地域農産物のブランド化が進められている。

一方では、農産物価格の低迷等により、農業所得が伸び悩んでおり、さらに高齢化や後継者不足等から遊休地が増加する恐れがあり、新たな対応が必要となっている。

○農家数 農用地等面積

農家数（戸）				農用地面積（ha）				
専業	一兼	二兼	計	田	畑	樹園地	採草放牧地	計
177	148	85	410	3,221	1,384		388	4,993

注) 資料：2020年農林業センサス、町農業経営実態調査

○主要作目（作付面積、飼養頭羽数）

水稻	小麦	馬鈴しよ	豆類	てん菜	花き	乳用牛	肉用牛	豚
142.6	599	95	709	255	6	579	869	8,066

注) 資料：町農業経営実態調査（R4実績）

ウ 都市農村交流及び体験・観光施設等の現況

平成30年胆振東部地震による被害で摘み取り体験を取りやめるハスカップ農園もあったが、徐々にハスカップ狩り、イモ掘り等の観光農園を中心とした都市農村交流事業が再開されている。

一方で新型コロナの影響で受け入れを停止していた農家民泊・体験についても、関東関西の中高生の受け入れ要望が高まっており、受け入れ農業者の開拓や充実が求められている。

○体験・観光施設等の状況

体験農園	体験・交流施設	スポーツ・レクリエーション施設	観光施設	宿泊施設	その他
観光農園（イ）	農産物加工	野営場	なし	農家民宿	庭先直売所

モ掘り) 2か所 観光農園(ハ スカップ) 14か所 観光農園(コ クワ) 2か所 観光農園(野 菜各種) 1か 所 田んぼのオ ーナー 1か所	体験施設 1か所	1か所 パークゴル フ場 2か所		1か所 旅館2か所 簡易宿所 1か所	1か所 こぶしの湯 田舎まつり
--	-------------	---------------------------	--	-----------------------------	-----------------------

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

地区の農業生産活動や美しい農村景観、伝統文化等の多様な諸資源を生かし、都市住民等に対して農作業、加工等の農業体験や農村文化・生活の体験等の余暇活動の場を提供する。また、農畜産物の販路拡大や農業者の就業の場の確保を図り、農業の振興と農村の活性化を推進する。

このため、農村余暇活動に資するための機能の整備は、次のように進めることとする。

- ア 自然環境の保全や美しい景観づくりに努め、農村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な農村景観の形成を図る。
- イ 都市住民等に農業・農村に対する理解の増進を図るとともに多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地区の農業や自然、文化等の多様な資源を総合的に利用し、地域の特性を最大限に活用する。
- ウ 農業生産の振興又は農産加工品の開発・販売促進等地区の農業や関連産業の振興に資するよう整備を進めるとともに、農業所得の向上や就業機会の確保を図り、地域の活性化を進める。
- エ 整備を進めるに当たって、地区の農業者等と調整の上、関係法令の適切な運用等により秩序ある土地利用及び施設等の整備を推進する。
- オ 地区住民の合意の下に創意工夫と主体的な取り組みによる整備を促進する。
- カ 施設等の利用者の安全の確保や農業に対する理解の促進、農作業体験施設等の効率的な運営を図るため、農作業体験等の指導を行うインストラクターや施設の運営等を行う人材の育成を図る。特に、女性・高齢者の能力活用に配慮する。
- キ 地域の関係者の組織化を図り、地域全体として美しい景観づくり、合理的な土地利用、施設間の連携等による施設の合理的かつ効率的な運営、ホスピタリティの向上、集客等を行い、余暇活動機能の効果的な整備を促進する。

3 農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地利用に関する事項

(1) 整備地区の土地利用の基本的な方針

整備地区においては、農地その他の農業資源の有する農産物の生産機能のほか、国土の保全や保健休養などの多面的な機能が十分発揮されるよう努めるものとする。このため、農用地、農業施設用地、農家の住宅用地、林地、水辺地等について良好な農村景観の確保を図るとともに、都市計画との整合

性を図りながら、農作業体験等の余暇活動の場を整備し、訪れる人々に快適な環境を提供することができる地域となるよう土地利用の調整に努める。

(2) 土地利用の方針

ア 良好な農村の景観の維持・形成

- (ア) 農用地については、農業生産の場として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、景観形成作物の栽培、農道の環境整備を図ることにより良好な農村景観の維持・形成に努める。
- (イ) 農業施設用地については、騒音、悪臭等により周囲の環境を悪化させないように配慮する。
- (ウ) 農家の住宅用地においては、ガーデニングや生垣の植栽等により周囲の農村景観との調和を図るなど、良好な農村景観の維持・形成に努める。
- (エ) 林地については、農村景観の中心となる防風林の保全・管理、屋敷林の保全等を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。
- (オ) 水辺地については、良好な農村景観を確保するために、大沼や三宅沼、三日月沼など湖沼群の保全とともに、親水機能の整備や周囲の景観との調和に配慮した農業用排水路の管理により、良好な農村景観の維持・形成に努める。

イ 農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用

- (ア) 農村滞在型余暇活動を提供するために継続的に農作業体験の用に供することが必要な農用地として、農作業体験農園や貸付農園など（以下「体験農用地」という。）を設ける。
- (イ) 体験農用地については、農作業体験の用に供するため、農用地等として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、花木の植栽などにより良好な農村景観の維持・形成に努める。

(3) 土地利用に関する協定の活用

農村滞在型余暇活動に資するため、地域住民の合意のもと整備地区における土地利用に関する協定の活用を図る。

協定においては、農用地の保全及び利用に関する事項を定めるとともに、農用地その他の農業資源の保健機能の増進に関する事項を定める。

4 農作業体験施設等の整備に関する事項

本地区における都市住民等の農村滞在型余暇活動を促進し、農業及び関連産業の振興を図るため、交流の基盤となる施設等の整備を進めることとし、本地区の特産であるハスカップや野菜等を中心としたもぎとり等の体験農園、直売施設や加工体験施設の整備を進めるほか、農業に対する理解の促進を図るため、特産であるハスカップの品種、栽培、加工等に関する写真、資料等を展示する施設や都市住民が滞在するための農家民泊等の宿泊施設を整備する。

また、整備地区のうち市街化調整区域については、都市計画等との調整を図りながら、周辺の市街化を促進するおそれがない必要最小限度のものとする。

○農作業体験施設等の整備計画

施設の種類の	位置（設置場所）	規模	機能	事業主体
農産物加工体験施設	朝日、軽舞、幌里、豊沢、上野、浜厚真、上厚真、豊丘	10棟	地場産農畜産物の加工体験	農業者、農業生産法人又は農業者団体
農家民宿		21棟	農作業体験の提供、宿泊	農業者、農業生産法人又は農業者団体

農家レストラン	朝日、宇隆、軽舞、共栄、鯉沼、幌里、豊丘、豊沢、上野、美里、表町、幌内、鹿沼、浜厚真 宇隆、幌里、豊川、豊沢、上野、浜厚真	6 棟	地場産農産物を利用したレストラン	
---------	--	-----	------------------	--

- 5 その他の農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項
- (1) 各整備地区又は施設の種類ごとの代表者からなるネットワークを確立し、サービス水準の向上や人材の育成等について、システムや情報の共有を図る。
 - (2) 農産物直売施設、農産物加工体験施設、体験民宿等の宿泊施設等へ供給する農産物や食材について、施設の運営者と生産者組織による利用供給協定の締結を推進し、地域農産物の利用、販売の促進とその安定供給を図る。

第3 その他必要な事項

1 普及宣伝活動の推進

四季を通じて入込客の確保を図るため、イベント等の企画を効率的に行うとともに、インターネットを利用しての情報発信やマスコミ、交通会社、旅行会社、学校、消費者団体等へ働きかけを行い、誘客のための活動を積極的に展開する。

2 都市住民との提携交流の推進

入込客の安定的な確保を図るため、消費者団体等との提携も進め交流を促進する。

3 他の市町村との連携活動の推進

他の市町村と連携し、都市住民への宣伝普及、誘客、行事等の実施や情報交換等を行い、入込客の増大に努める。

4 支援体制の整備

町、教育委員会、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、商工会、観光協会、商工業者及び農業関係者等で構成するグリーン・ツーリズム運営協議会を核として、農村滞在型余暇活動の機能の整備と円滑な推進を図るため、必要な指導・助言等を行う。

附図

- 1 土地利用計画図（農業振興地域）
- 2 土地利用計画図（市街化区域）
- 3 観光施設・農作業体験施設等の現況図
- 4 農作業体験施設等の整備計画図

平成29年2月20日 一部変更

令和元年12月13日 一部変更

令和5年12月13日 一部変更